令和 2 年 1 月 10 日 日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証本部

1. はじめに

設備・機器等を使用する者等と使用前事業者検査等を実施する者の独立(以下「検査体制の独立」という。)は、品質管理基準規則及びその解釈により明らかであり、日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)内各拠点において、各々の拠点の状況に応じて適切な体制について検討を進めている。

検査体制の独立について、ふげん及びもんじゅは、廃止措置段階にあり、両サイトの組織構成 は同様の体制となっていることから、検査体制の独立についても同じ体制とすることを前提とし て、以下のとおり整理した。

2. ふげん及びもんじゅにおける検査体制の独立について

2.1 基本的な考え方

検査体制の独立については、原則として「使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること(組織的な独立)」とされているが、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置(重大事故等の措置)が要求されていない原子力施設においては「当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる(要員の独立)」とされている。

<u>ふげん及びもんじゅにおいては重大事故等の措置が要求されていないことから組織的な独立までは求められていないが、未だ</u>使用済燃料が相当量保管されていることを踏まえ、ふげん及びもんじゅの検査体制についても組織的な独立を満足させることとする。

ふげん及びもんじゅには、主として施設・設備の運転、保守管理を担当する廃止措置部と主と して品質保証、安全管理等を担当する安全・品質保証部があり、検査体制の独立を確実にするため、安全・品質保証部の品質保証課が検査を行うこととした。

2.2 ふげん及びもんじゅにおける検査体制の独立について

安全・品質保証部の品質保証課は、施設・設備を所管しておらず、また、関与の仕方(具体的な業務)に相違はあるものの、ふげん及びもんじゅ共に現行の事業者自主検査に関わっている。ふげんにおいては、検査要領書や検査成績書の確認、さらには検査立会者として、もんじゅにおいても品質保証の観点から検査要領書や検査成績書を確認する者として関わっている。いずれのサイトにおいても事業者自主検査が適切に行われることを第3者的に確認する役割を品質保証課が担っている。

このため、これまでの検査に係る業務経験を踏まえ、新検査制度においても品質保証課が検査 業務(合否判定を含む)を担うことが適切と判断した。また、品質保証課は、これまで品質保証 活動を推進するため、第3者的な立場から各部署の業務プロセスを確認の上、適宜、指導・助言 を実施しており、同様の立場で独立した検査を行うことができる。なお、品質保証課が検査業務 を担うことから、品質保証課が実施する検査業務に対する品質保証の観点からの確認は不要と判断した。別図にふげん及びもんじゅにおける品質保証課の独立を示す組織図と独立検査体制の案 を示す。

また、検査チーム員(検査リーダ及び検査員)の確保については、職員等の品質保証課への兼務も含めて確保することとし、<u>兼務者の場合には本務元に係る検査を行わない</u>よう、検査案件毎に本務元、力量などを確認の上、検査チーム員を指名する。ただし、検査員については、専門的な力量を有する必要がある場合などの理由により満足できない場合には、自ら保守を担当した設備について検査を実施しないこと、検査リーダの指揮に従い検査を実施することで独立性を確保する(別図参照)。

2.3 保安規定等の記載について

保安規定において、品質保証課長の職務として、品質保証活動に関する業務に加えて、使用前事業者検査等に関する業務を追加する。合わせて、品質保証計画書(QAP)においても、「8.2.4 検査及び試験」において、品質保証課長が手順に従い、使用前事業者検査等を実施し、結果を取りまとめる旨記載する。<u>また、兼務者が本務元に係る検査を行わない旨を保安規定の下位文書にお</u>いて明記する。

3. 自主検査等における検査体制の独立について

自主検査等の検査体制の独立については、品質管理基準規則において、使用前事業者検査等に 準ずるとされ、さらに、「部門を異にする者」を「必要に応じて部門を異にする者」と読み替える とされている。ふげん及びもんじゅにおいては、原則として、2. に記載した体制で独立を確保 することとするが、対象とする施設・設備の状況に応じて、当該施設・設備の所管課内での独立 も認める。

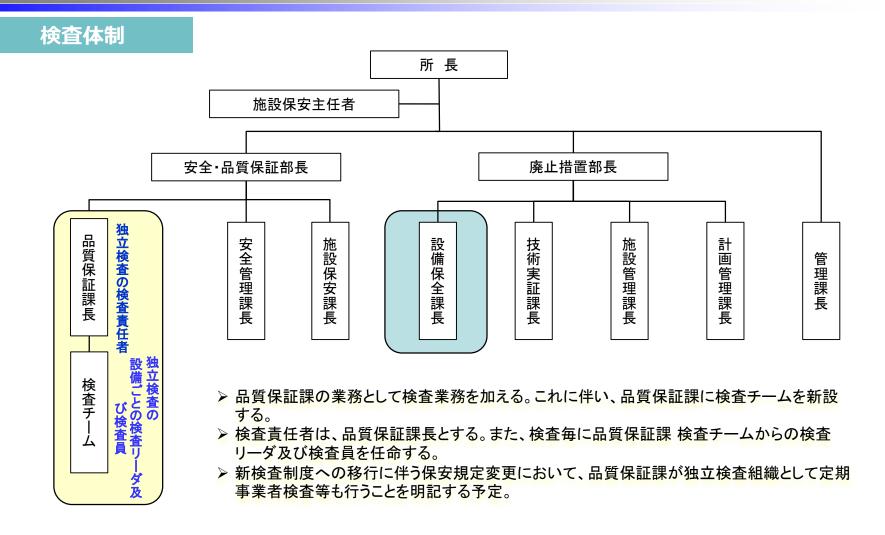
なお、自主検査等については、品質管理基準規則の解釈において「要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等の他に自主的に行う、合否判定基準のある検査等をいう」とされていることから、ふげん及びもんじゅにおいては、以下の項目と考えている。

- (1) 保安規定で要求されている検査のうち、定期事業者検査以外の検査
- (2) 設工認又は廃止措置計画に基づく改造工事等において確認すべき検査のうち、使用前事業 者検査以外の検査

一以上一



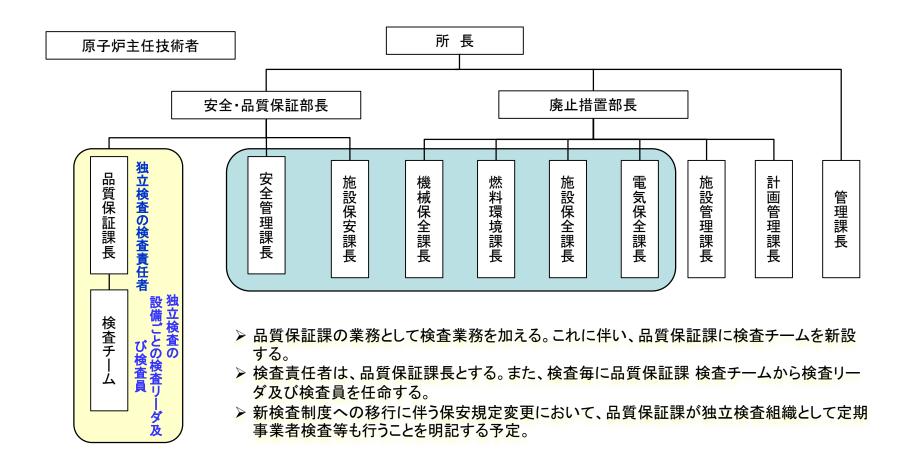
新検査制度における独立検査組織図(新型転換炉原型炉ふげん)





新検査制度における独立検査組織図(高速増殖原型炉もんじゅ)

検査体制

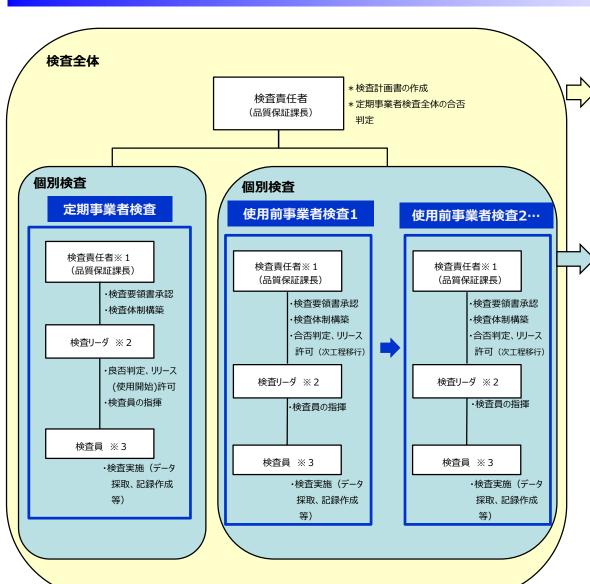


:独立性を要求する箇所

|:保全担当課(今定期検査において施設定期検査施設の所掌箇所)



新検査制度における独立検査体制(高速増殖原型炉もんじゅ)



《検査全体での役割》

- 検査責任者は、検査全体の計画書を策定する。
- ▶ 検査責任者は、個別の定期事業者検査の結果を確認し、最終的な検査全体の合否判定を行う。(施設定期検査における合格証発行の役目を担う)

《個別検査での役割》

(定期事業者検査)

- 検査責任者は、検査体制の確立(個別検査毎に検査リーダ及び検査員を任命)、検査要領書・検査成績書の承認等を行う。 (※1)
- 検査リーダは、個別検査の良否判定、リリース(使用開始)の 許可を行う。また、検査員を指揮し検査を実施する。(※2)
- ▶ 検査員は、検査リーダの指揮に従いデータ採取、検査記録の作成等を実施する。(※3)

(使用前事業者検査)

- ▶ 検査責任者は、検査体制の確立(個別検査毎に検査リーダ及び検査員を任命)、検査要領書・検査成績書の承認、検査の合否判定、リリースの許可を行う。(※1)
- ▶ 検査リーダは、検査員を指揮し検査を遂行する。(※2)
- ▶ 検査員は、検査リーダの指揮に従いデータ採取、検査記録の作成等を実施する。(※3)

«独立性確保»

- ▶ 性能維持施設を所管していない品質保証課が検査を実施することで独立性を確保する。(※1、※2、※3)
- ▶ 検査リーダに保守担当課との兼務者を充てる場合は、所属している保守担当課に係る検査を実施しないことで独立性を確保する。(※2)
- ▶ 検査員に保守担当課との兼務者を充てる場合は、原則、本務元に係る検査を実施しないことで独立性を確保する。ただし、専門的な力量を有する検査員が必要な場合、複数の箇所に検査員を同時配置する等の理由があり、当該条件を満足できない場合は、自ら保守を担当した設備について検査を実施しないこと、保守担当課から独立した検査リーダの指揮に従い検査を実施することで独立性を確保する。(※3)